

総務省承認	No. 23527
承認期限	平成16年3月31日まで



農林水産省

【基本指標コード】(職員記入欄)

取りま とめセ ンター 等番号	センタ ー番号	地域 類型	2000年農林業センサス 調査対象作物作付面積	調査対象作物 番号	標本番号

持続的生産環境に関する実態調査

持続性の高い農業生産方式への取組状況調査票

(平成15年12月1日現在)

この調査は、農薬や肥料の投入状況を把握し、環境と調和のとれた農業生産を実現するための施策の企画・立案、推進等に必要な資料とすることを目的として実施しています。

この調査で得られた調査結果を外に漏らしたり課税等の資料に用いることは、法律で固く禁止されていますので、ありのままをご記入願います。

調査票は\_\_\_\_月\_\_\_\_日の\_\_\_\_時ころに統計・情報センターの職員が回収に伺います。

上記の日時が都合の悪い場合や調査票の記入に関して不明な点がございましたら、下記の統計・情報センターへご連絡願います。

お名前:	
ご連絡先: 電話番号	FAX番号

お問い合わせ先

【1】過去1年間（平成14年12月1日～平成15年11月30日）に収穫した  の栽培状況と農薬の使用状況をおしえてください。

収 最 盛 期	月	栽培面積 (町) (反) (畝) ha a		収 穫 量 t kg	

〔太い線の枠の中を記入してください。  
■の部分には職員が記入します。〕

農薬の商品名を記入してください。(例)「ダコニール粉剤」→「ダコニール」と記入

農薬の種類	商品名	投入回数	商品名	投入回数
殺 虫 剤	1		5	
	2		6	
	3		7	
	4		8	
殺 菌 剤	1		5	
	2		6	
	3		7	
	4		8	
殺 虫 殺 菌 剤	1		4	
	2		5	
	3		6	
除 草 剤	1		4	
	2		5	
	3		6	
植 物 成 長 調 整 剤	1		3	
	2		4	
そ の 他 の 化 学 農 薬	1		3	
	2		4	
生 物 農 薬	1		2	
フェロモン剤	1		2	

生物農薬 農林水産省の登録番号のある、天敵昆虫(寄生バチ)や、天敵微生物(BT剤等)の生物を利用した農薬です。

フェロモン剤 昆虫のフェロモン作用のある成分を利用して害虫を駆除する農薬です。

【2】【1】の作物を栽培するにあたって農薬以外の防除を実施した場合は、該当を○で囲んでください。

機械による除草	対抗植物の利用	被覆栽培	マルチ栽培	有袋栽培	太陽熱消毒
1	2	3	4	5	6

【3】【1】で記入いただいた作物（作型）に使用した化学肥料についておしえてください。

【1】で記入いただいた栽培面積で使用した化学肥料の商品名と投入量の合計を記入し、施肥区分及び局所施肥の実施について該当する番号を○で囲んでください。

基肥、追肥、その他(育苗等)のいずれか1つを○で囲んでください。同じ肥料を基肥、追肥、その他に使った場合は、それぞれ別の欄に記入してください。

側条施肥のように作物の根域へ集中して使用する施肥方法です。実施した場合は「1」を○で囲んでください。

肥料の商品名	投入量		施肥区分			局所施肥の実施	肥料の種類	肥料の形態	成分量割合(%)		
	(kl) t	(?) kg	基肥	追肥	その他				窒素	リン	加里
			1	2	3	1					
			1	2	3	1					
			1	2	3	1					
			1	2	3	1					
			1	2	3	1					
			1	2	3	1					
			1	2	3	1					
			1	2	3	1					
			1	2	3	1					
			1	2	3	1					
			1	2	3	1					
			1	2	3	1					
			1	2	3	1					
			1	2	3	1					

【4】【1】で記入いただいた栽培面積で使用した有機質資材についておしえてください。

有機質資材の種類		投入量	
		t	kg
動物質肥料	魚かす		
	肉かす粉末		
	骨粉		
	その他( )		
植物質肥料	なたね油かす		
	綿実油かす		
	その他( )		
ぼかし肥			

有機質資材の種類		投入量	
		t	kg
たい肥	家畜ふん尿たい肥		
	都市ゴミコンポスト(生ゴミ等のたい肥)		
	汚泥コンポスト		
	パークたい肥		

その他の有機質資材の利用	実施した
前作に緑肥を作付	1
農作物残さのすき込み	1
その他( )	1

実施した場合は「1」を○で囲んでください。

【5】【1】の作物の農産物残さ（葉くず、規格外品等）の処理方法について、主なものを1つ選んで番号を○で囲んでください。

廃棄（焼却等）	1
自家施設でたい肥（コンポスト）化	2
共同利用施設でたい肥（コンポスト）化	3
家畜の飼料や敷料として利用	4
エネルギー（メタン発酵等）利用	5
ほ場すき込み	6
その他（ ）	7

【6】【1】の作物を生産する際に投入したたい肥（コンポスト）の入手方法について、主なものを1つ選んで番号を○で囲んでください。

たい肥（コンポスト）を使用していない		1
自家生産		2
購入	たい肥センター等の共同利用施設より	3
	農協、資材販売店より	4
	畜産農家等の家畜飼養者より	5
	その他（ ）	6
無償で譲り受け	たい肥センター等の共同利用施設より	7
	畜産農家等の家畜飼養者より（敷料等との交換を含む。）	8
	その他（ ）	9

【7】エコファーマーの認定について（【1】の作物に限らず、他の作物も含めて）、該当を1つだけ選んで番号を○で囲んでください。

エコファーマーとは  
 「持続性の高い農業生産方式」として農林水産省令で定める  
 ・たい肥等による土づくり  
 ・化学肥料の施用を減少させる効果の高い施肥技術  
 ・化学農薬の施用を減少させる効果の高い防除技術  
 のすべてを用いる導入計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた者をいいます。  
 認定を受けると、農業改良資金の導入や課税についての特例措置等の支援を受けることができます。

既に認定を受けている	1
将来認定を受けたい	2
認定を受ける予定はない	3

「認定を受ける予定はない」と答えられた方は、その理由を1つだけ選んで番号を○で囲んでください。

条件がきびしい	1
特に利点がない	2
関心がない	3
その他（ ）	4

【8】「化学肥料、化学農薬をともに地域の慣行の半分以上縮減する」栽培方法について（【1】の作物に限らず、他の作物も含めて）、該当を1つだけ選んで番号を○で囲んでください。

現在、農林水産省が定めている「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」では、「化学肥料、化学農薬をともに地域の慣行の半分以上縮減する栽培方法」で生産された農産物に「特別栽培」の表示ができるとされています。

既に取り組んでいる	1
将来取り組みたい	2
取り組む予定はない	3

「取り組む予定はない」と答えられた方は、その理由を1つだけ選んで番号を○で囲んでください。

条件がきびしい	1
特に利点がない	2
関心がない	3
その他（ ）	4

ご協力ありがとうございました。